

## 「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」に基づく学内選考委員会規程

平成19年4月1日 規程第54号

改正 平成24年4月1日

(設置)

第1条 日本学生支援機構奨学金事業における、学資金の返還を免除される候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として、文部科学省令で定めるところにより、本学に「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」に基づく学内選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長、附属図書館長、学生部長
- (3) 学府長
- (4) 静岡県立大学学生委員会規程第3条第1項第3号及び第4号の学生委員
- (5) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を主宰する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 「特に優れた業績による返還免除制度」に基づく推薦候補者の選考に関する事項の調査審議に関すること。
- (2) 前項推薦候補者の選考に関すること。
- (3) その他当該制度に関すること。

(専門部会)

第5条 専門の事項を調査・審議するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、学生部学生室において取り扱う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。